The University of Osaka
Institutional Knowledge Archive

Title	部分意匠に係る意匠権の侵害について
Author(s)	青木, 大也
Citation	パテント. 2015, 68(9), p. 63-70
Version Type	VoR
URL	https://hdl.handle.net/11094/79287
rights	
Note	

The University of Osaka Institutional Knowledge Archive : OUKA

https://ir.library.osaka-u.ac.jp/

The University of Osaka

特集《意匠》

部分意匠に係る意匠権の侵害について

大阪大学大学院法学研究科　准教授　**青木　大也**

要　約

部分意匠に係る意匠権の登録例が増加するにつれ，その侵害事件も相当数登場しつつある。しかし一方で，部分意匠に係る意匠権の侵害については，その法的根拠や侵害の判断方法について，必ずしも十分な議論の蓄積があるわけではない。

そのため本稿では，まず部分意匠に係る意匠権の侵害の考え方について，23 条に基づいて侵害の有無を判断する通常の意匠権同様の考え方と，26 条を念頭に置いた利用関係に基づく考え方を両極に置いた上で，更に比較対象の調整を認める近時の考え方も参考にして，現在の裁判実務を説明し得る取扱いを検討する。

その上で，部分意匠に係る意匠権侵害において，裁判実務において問題視されるポイントについて，上記 3 つの考え方を念頭に，整理・検討を試みる。

目次

1　はじめに
2　部分意匠制度の趣旨
3　部分意匠に係る意匠権の侵害
（1）　意匠権の侵害
（2）　部分意匠に係る意匠権侵害の根拠
（3）　要部の認定
（4）　当該部分の位置，大きさ，範囲の意義
（5）　意匠に係る物品の類似性
ア　意匠に係る物品の類似性
イ　当該部分の用途・機能の類似性
4　おわりに

1　はじめに

部分意匠制度は，平成 11 年改正で導入された制度であるが，全体の意匠登録出願件数が伸び悩む中でも，比較的順調に出願件数を伸ばしており，その割合は 2014 年には 38％を超えている。加えて近年は，部分意匠に係る意匠権に基づく侵害訴訟もある程度登場してきている。

そのように制度の利用が進む一方で，部分意匠制度は，条文上，意匠法 2 条 1 項において，意匠とは「物品（物品の部分を含む。第 8 条を除き，以下同じ。）の形状，模様若しくは色彩又はこれらの結合であつて，視覚を通じて美感を起こさせるものをいう」と規定されるのみで，その制度の運用については，様々な場面で解釈の余地を残している。本稿はそのうち，部分意匠に係る意匠権の侵害の成否について，従来の侵害事件を中心とした裁判例や学説を整理し，また若干の検討を行うことを目的とする。

2　部分意匠制度の趣旨

部分意匠制度の導入目的は，「独創的で特徴ある部分を取り入れつつ意匠全体での侵害を避ける巧妙な模倣」に対応するという点であった[(1)]。すなわち，従来意匠は物品に係る意匠に限定され，ここでいう物品とは「生産され，市場において流通する有体物である」とされていたことから，独創的で特徴ある物品の部分のデザインであっても，物品それ自体のデザインでない限りは，独立して意匠登録を受けることができなかった。したがって，そういった部分を含む物品全体において意匠登録を受けることで，その保護を図ることとなるが，前述の通り，その独創的で特徴ある部分を模倣しながら，全体としては非類似の意匠の実施とすることで，全体意匠に係る意匠権の侵害を避けることが可能であったとされている[(2)]。このような問題に対応するべく，当該部分について意匠登録を認める，部分意匠制度が導入された。

注意すべきは，そのような帰結を導けるように，理論的な説明を行う必要がある，ということである。

3　部分意匠に係る意匠権の侵害

（1）　意匠権の侵害

意匠権の侵害を検討するに際しては，様々な立場から議論のあったところであるが，現在の侵害訴訟の実務では，物品の同一性・類似性を前提としつつ[3]，「意匠の類否を判断するに当たっては，意匠を全体として観察することを要するが，この場合，意匠に係る物品の性質，用途，使用態様，さらに公知意匠にはない新規な創作部分の存否等を参酌して，取引者・需要者の最も注意を惹きやすい部分を意匠の要部として把握し，登録意匠と相手方意匠が，意匠の要部において構成態様を共通にしているか否かを観察することが必要である」[4]との基準が用いられることが一般的であるとされている[5]。

また，学習机事件[6]に代表される，いわゆる利用関係に基づく侵害（26 条参照）の余地も認められている。

部分意匠についても，侵害について特別な規定が用意されているわけではないことからすると，上記の侵害類型に基づいて検討することとなる。もっとも，部分意匠に上記の類型に係る基準を適用するためには，検討が必要な問題がいくつかある。以下では，それらの点について整理し，検討を加えることとする。

（2）　部分意匠に係る意匠権侵害の根拠

部分意匠と（被疑侵害）全体意匠との間で，利用関係が成立するという趣旨の言及がなされることがある[7]。この問題は，部分意匠に係る意匠権の侵害の法的根拠を問うものと言えよう（もっとも，侵害の場面に限っては，差止請求，損害賠償請求とも，その結果は，侵害とされる根拠が利用関係であるか否かという点自体によっては，差異はないものと思われる）[8][9]。

この点，部分意匠を，当該部分のみに係る意匠と考え，部品に近づける考え方からすれば，学習机事件等と同様に利用関係の成立を認めるのが素直である[10]。

他方で，当該部分を含み，それ以外の部分が特定されていない全体意匠のバリエーションと考える立場からすれば，基本的には，単純に 23 条に基づく判断として処理されるべきものということになる[11]。しかし，既に触れたように，全体意匠に係る侵害訴訟においては，登録意匠の要部を認定し，その要部の共通性が侵害の成否の決め手となるものであるが[12]，部分意匠を全体意匠と捉える場合，登録されている当該部分が，その物品全体の意匠の要部と評価できるとは限らない。そのため，そのまま全体意匠と同様に考える立場を貫くと，当該部分以外が要部と認定され，侵害を否定される余地もありうることになるが，これは部分意匠を導入した趣旨に反することになろう。この点，このように当該部分が要部とならなかった場合であっても，後述するように，当該部分が共通する限り，それを利用関係として侵害を肯定する立場もある[13]。しかしその場合，まず物品全体の意匠の要部が部分意匠自体（の要部）と共通するか否かを検討する必要があることとなろう。

しかし，裁判例においては，部分意匠に係る意匠権の侵害事例では，利用関係に言及するものは見当たらないようである。また，要部を認定する事例にあっては，そのまま部分意匠内部における要部を認定するようであり，全体意匠として見た場合の要部を検討し，これとの相違を確認するものも見当たらないようである。このように見ると，現在の裁判実務は，いずれの立場もストレートには採用していないように思われる。

このような現在の裁判実務を説明する考え方としては，以下の２つがあり得ると思われる。

１つ目の考え方は，部分意匠の類似の判断における比較対象について，当該部分と被疑侵害意匠全体ではなく，当該部分と当該部分に対応する被疑侵害意匠の部分のみを検討対象にすることを認めるものがありえよう[14]。従前は，理由は必ずしも明らかではないものの[15]，被疑侵害意匠として対比の対象となるのは，独立して取引の対象となる被疑侵害物品とその形態であった[16]。これについて，部分意匠では，特定の部分意匠と対応する被疑侵害意匠の部分のみを比較対象として，23 条による意匠の類否を決することができる，という理解である。部品の意匠の場合と比較して，部分意匠の場合に限ってこのような例外的な取扱いを認める理由を検討するとすれば，部分意匠が独立して取引の対象となる物品の意匠全体ではなく，その部分を保護するための意匠権を認めるとした関係で，それと比較される対象もまた，取引の対象となる物品の意匠に限る必要がないためと説明できるだろうか。

２つ目の考え方は，部分意匠に，ある全体意匠の要部を設定する効果（当該部分において要部を決定する効果）を認めるとする説明である。これは，上記の全体意匠に近づける考え方について，部分意匠制度の趣

旨を強く読み込む考え方とも言える。そもそも，部分意匠制度の導入に際して問題となっていたのは，「独創的で特徴ある部分を取り入れつつ意匠全体での侵害を避ける巧妙な模倣」であるが，ここでいう独創的で特徴ある部分が物品全体の意匠における要部と（強制的に）認定され，それが被疑侵害意匠と共通しさえすれば，基本的に意匠権侵害を認めることは可能である。これを直截に認めたものが，部分意匠制度であると説明できよう[17]。

しかし，後者の立場については，そもそも意匠法のもとで，ある物品の意匠の要部を決定することを（何らかの審査を伴うとしても）出願人が行えるということが，要部の概念自体と巧く整合するのか疑問がある。むしろ，当該部分のみが比較対象とされる結果として，比較に必要な要部の認定も当該部分（の内部）で認定されるものと理解し，後者は前者の帰結又は効果[18]と整理する方が，素直であるように思われる。

その上で，前者の理解について検討するに，確かに前者の理解は部分意匠の権利行使の場面においては適切であろうが，翻って先後願の場面において[19]，後願が先願部分意匠を含む全体意匠だった場合，その全体意匠に，他にどのような特徴があったとしても，侵害の場面と同様，先願部分意匠に類似し（意匠法9条1項），拒絶されてしまうと考えるとすると，後発の新たな創作についての保護が十分でないとの指摘ができよう[20]。これについては，先願部分意匠に対応する部分を除いた部分意匠として後願を出願することで，意匠登録を受けることはできるとの反論もありえようが，利用関係に立たない以上[21]，先願の部分意匠に係る当該部分を含む実施をする際には，裁定実施（33条）による先願部分意匠の実施までは認められないこととなろう。すなわち，上記のような運用は，部分意匠に係る意匠権について，後願排除効等も含め，強力な権利を付与する帰結になる。しかし，部分意匠制度にそこまでの趣旨があったのかは，疑問が残る。

一方，現在の審査実務と同様，部分意匠と全体意匠は先後願関係に立たない（原則的に後願の登録を認める）と整理した上で，（23条において類似する意匠としながら，それとは独立して利用関係に立つことを認め）裁定実施の余地を認めることも考えられる[22]。これは，通常の意匠に対して，部分意匠制度の特殊性を強調するものと思われるが，同じ意匠出願でありながら，9条等に何の留保もなく，手がかりのない中で，そのような通常の意匠と別枠の特殊な制度として取り扱うことまで読み取るのだとすれば，疑問は残ろう。むしろ，以下のように理由を説明することはできないだろうか。すなわち，先願部分意匠を含むが，全体として見た場合にはそれに相当する当該部分以外の部分に要部が認められるような全体意匠が後願であった場合に，後願の意匠が登録されれば，（その全体意匠自体の実施は先願の部分意匠に係る意匠権によって阻止されるが，）その登録された全体意匠に係る意匠権の権利範囲は，その全体意匠としての要部を中心に判断されることになり，先願の部分意匠に係る意匠権とは異なる権利範囲を有することになる（例えば，先願部分意匠に相当する部分の意匠が先願部分意匠と非類似であるような意匠も，全体意匠としての要部が共通すれば，権利範囲に収める余地がある）。そしてこの差異は，意匠登録を受けた意匠が部分意匠である場合と，全体意匠である場合とで，被疑侵害意匠との間の，比較対象が異なることによって生じていると評価できる。そうであれば，二重登録を阻止する9条の趣旨に鑑み，（権利範囲が重複するが，）同じ権利を認めるものではないとして，9条における意匠の類似の判断に際しては，全体を比較対象とした上で，非類似とする余地を認める（なお両者には利用関係が成立し，裁定実施の余地を認める）と整理することができるのではないだろうか。要するに，上記の例では，後願全体意匠は9条において先願部分意匠と（全体比較により）非類似として登録され，しかしその実施は，23条において先願部分意匠と（部分比較により）類似とされるため，権利侵害となる（ただし利用関係が成立し，裁定実施の余地がある）と整理されることとなろう[23]。

以下では，部分意匠を部品に近づける立場，全体意匠のバリエーションと理解する立場，比較対象を決定できるとする立場という上記3つの枠組みを念頭に，意匠権侵害を認めるに際して問題となるポイントについて検討する。

（3） 要部の認定

先述のように，意匠権侵害訴訟においては，原告意匠の要部を明らかにした上で，それが被疑侵害意匠においても共通しているかどうかが大きなポイントとなる。そして部分意匠に係る裁判例においても，要部を明らかにするものが多い[24]。その際の探求される部分意匠の要部は，既に指摘したように，当該部分の内

部における要部を指すもののようである。

既に述べた枠組みからすると，結論としては，当該部分が被疑侵害意匠に含まれる限り侵害とすべきものであり[25]，裁判実務と共通するが，その説明は立場によって異なることになる。

この点，部分意匠を部品に近づけて考えると，検討されるべき意匠の要部は，その部分意匠の内部での要部ということになろう。その要部が，被疑侵害物品における相当する部分の意匠において，共通するか否かが問題となる。

他方で，部分意匠を全体意匠のバリエーションと理解する考え方からすれば，既に述べたように，全体意匠として見た場合の要部と[26]，部分意匠の要部が同じ場合と異なる場合がある。前者については，通常の23条による意匠権侵害として評価することができるが，後者についても，部分意匠制度の趣旨から，権利範囲に収めるべきものであると考えるならば，利用関係によって権利侵害を肯定することができる[27]。このように解すると，結論としては，物品全体で見た場合の要部と，当該部分の要部が共通していようがいまいが，当該部分（の要部）が共通する限り，被疑侵害意匠の実施が部分意匠に係る意匠権の侵害となることに変わりはないこととなろう。

最後に，比較対象を当該部分に決定することができるとの考えを前提とすれば，基本的に先ほどの部品に近づける考え方と同様の帰結になろう。当該部分の形態の対比のために，要部を認定することになるからである。

（4） 当該部分の位置，大きさ，範囲の意義

部分意匠に係る意匠権の侵害訴訟においては，当該部分の全体にしめる位置等の共通性が類似性に影響するとの指摘がある[28]。これについても，上記の枠組みからの検討が必要であろう。

まず，部分意匠を部品に近づけて考える立場からすれば，素直に考えると，その位置等は無関係とすることも可能となる[29]。部品の意匠が，被疑侵害品たる完成品において占める位置等が問題視されないのと同様である。

一方で，部分意匠を全体意匠のバリエーションと理解する立場からすれば，全体意匠との関係でその部分意匠が占める位置等が，意匠の形態に関連して影響すると考えられる[30]。

この点，比較対象を当該部分に決定することができるとの立場からすると，上記の２つの立場（位置等を形態の要素として捉える立場と評価できようか）とは異なる位置づけが与えられよう。すなわち，比較対象を決定するための意義である。その上で，その比較対象となる当該部分について，位置等を勘案するかどうかは，比較対象に含まれる内容に位置等を含めるか否かによって，いずれの立場もありうるものと思われる。

もっとも，影響を認める立場にあっても，部分意匠制度の趣旨を大きく損なうことのないようにする点については，あまり異論はないものと思われる[31]。

（5） 意匠に係る物品の類似性

ア 意匠に係る物品の類似性

部分意匠に係る意匠権について侵害を認めた裁判例においては，多くの事例で物品の同一性・類似性（以下まとめて物品の類似性と呼称する）について言及があり[32]，特にそれを巡って大きく争われた事例も存在している[33]。もっとも，全体意匠において物品の類似性が要求される趣旨が，（当該部分についてのみでは，物品性が必ずしも満たされるとは限らない）部分意匠においても及ぶのか，検討の余地がある[34][35]。この問題については以下の通り，必ずしも(2)で説明した立場から素直に解決されるものではないと思われる。

全体意匠において，意匠の類似について物品の類似性が要求される根拠としては，大きく３種類あると考えられる。すなわち，①意匠の物品性から導かれる根拠，②混同説・需要説に基づく法目的から導かれる根拠，③政策的理由から導かれる根拠である[36]。

②の立場に立つ場合[37]，市場において取引されるのは部分意匠を含む全体の物品であり，その混同・乃至需要者に関する競合が問題となることからすると[38]，部分意匠に係る物品は，部分意匠を含む全体の物品を指すことになりそうである[39]。

③の立場に立つ場合，政策的な理由に基づく権利範囲の制限は，必ずしも部分意匠を含む全体の物品を制限の対象としなければならないわけではないであろう。特にいわゆる部品に該当するものを部分意匠とする場合，意匠全体の物品ではなく，後述するその部分の用途・機能を権利の幅を制限するルールとすることも理論上は可能と思われる。しかし，その場合，細分化が著しくなり，権利侵害等に係る予測可能性が低下

するものとなろう。このような理解を前提とすると，③の立場からしても，部分意匠に係る全体の物品が，類否判断の対象となるべきであろう。

一方で，判例の立場と考えられる[40]①を前提とすると，部分意匠と一体不可分となるべき物品については，先に述べた枠組みに関連して２通りの捉え方が可能であろう[41]。１つ目は，部分意匠を部品に近づける考え方に則り，当該部分をあたかも部品の意匠と同視するように，物品から切り出して検討する考え方（①A），そして２つ目は，部分意匠を，全体意匠についてのバリエーションの意匠と理解する考え方に則り，当該部分を含む全体を物品の類似性の検討対象とする考え方である（①B）[42][43]。①Aについては，部分意匠の対象が，独立して取引の対象となる部品ではない部分が対象となることも考えられるが，後記イで検討するように，その部分の用途・機能を検討することは可能である。

一方で，④いずれの根拠も否定し，これを不要とする立場もありうる[44]（もっとも，その場合であっても，物品の類似性は意匠の類似に係る要素となるであろう）。このように理解すると，部分意匠の権利範囲はある程度拡大することとなろう[45]。部分意匠を含む非類似の物品だけではなく，部分意匠を物品全体から切り出す考え方にあっては，当該部分に類似する部品の意匠も類似範囲に含まれることがありえることになり[46]，その結果，そのような部品の意匠に係る物品に対しても権利行使が可能になると考えられる。そうなると，部品の製造業者は，その部品が使用される完成品の部分意匠についても，権利侵害の有無について調査を行う必要が生じることとなる（なお，物品の類似性から，部分意匠に係る意匠権を以って，部品の被疑侵害意匠については権利侵害が成立しないと理解しても，部品が部分意匠についての「のみ品」になる可能性については注意しなければならないが，物品の類似性による限定がないと，のみ品になるか否かにかかわらず，権利行使を受ける余地が生じることとなるため，より権利侵害の危険は増すことになる。）。この点は特に③の観点からは，賛否が分かれるところであろう。

イ　当該部分の用途・機能の類似性

一方で，当該部分の用途・機能の類似性について，要件とする余地はあるか[47]。

この問題は，アで検討したことと関連して，何を対象に，物品の類似性を検討するか，という問題に帰着すると思われる[48]。すなわち，物品全体について検討するのか，当該部分に対応する用途・機能で検討するのか，という問題である。

したがって，そもそも④のように物品の類似性を要求しない立場からは，意匠の類似の要素とは成り得ても，要件とはなりえないであろう[49]。また，それを要求する立場であっても，アで要求した以上に，ここでも当該部分の用途・機能の類似性を要求するかは，別論となろう。②の立場にあっては，市場を区別する趣旨からは不要するのが筋であろうし[50]，③の立場においても，先述の通り要件として期待されるものではないだろう。①Aの立場からは，当該部分の用途・機能が要件とされる方向に傾くことになり，①Bの立場からは，要件とはならないとの説明が素直であろう（但し，物品と当該部分の用途・機能は関連し合うものといえ，この点は決定的なものではないであろう）。

もっとも，これらの根拠は排他的なものではない[51]。例えば全体意匠の場合に，①と③の立場から物品の類似性を要求するとすると，部分意匠においては，①Aと③を根拠に，物品の類似性と当該部分の用途・機能の類似性の両方を必要とすることも説明できよう。あるいは，①Bと③を根拠に，物品の類似性は全体として検討するのみで，当該部分の用途・機能は，意匠の類似に係る要素と取り扱うこともできよう。

したがって，この問題は，まず物品の類似性の要否・及びその根拠を明らかにした上で，(2)で述べた立場と組み合わせる形で説明されるべきものである。

４　おわりに

以上のように，本稿では部分意匠に係る意匠権の侵害訴訟について，裁判例や学説の整理を行い，また若干の検討を加えた。条文上の手がかりがほとんどない中，画像デザインに係る部分意匠[52]など，先端的な問題も残っているところである。部分意匠制度の利用の拡大に伴い，侵害訴訟の数も増加することが予想される中で，本稿がその検討の一助になれば幸いである。

※なお，脱稿後に，東京地判平成27年5月15日平成26年(ワ)第12985号に触れた。本判決は前掲注(28)知財高判平成19年1月31日に似た一般論を展開しているが，当てはめの判示も勘案すると，位置等を参酌

することについて，用途及び機能に係る本文3(4)の「比較対象を決定するための意義」を指摘しているように読める点，加えてそれを前提とした美感の差異も指摘している点，更に原告の主張に答える形ではあるが，当該部分の機能の差異が意匠の類似性に影響するかのような指摘をする点で注目される。

※本研究はJSPS科研費26780071の助成を受けたものである。

注

(1) 特許庁総務部総務課工業所有権制度改正審議室『産業財産権法（工業所有権法）の解説平成10年法律改正』32頁。

(2) 特許庁総務部総務課工業所有権制度改正審議室・前掲注(1) 32-33頁。

(3) 例えば，知財高判平成17年10月31日平成17年(ネ)第10079号〔カラビナ事件〕，東京地判平成16年10月29日平成16年(ワ)第17501号判時1902号135頁〔ラップフィルム摘み具事件〕。

(4) 例えば，知財高判平成23年3月28日平成22年(ネ)第10014号〔マンホール蓋用受枠事件〕。

(5) 茶園成樹編『意匠法』（有斐閣，2012年）106頁〔茶園成樹〕。

(6) 大阪地判昭和46年12月22日昭和45年(ワ)第507号無体集3巻2号414頁〔学習机事件〕。

(7) 例えば，吉原省三「部分意匠の問題点」牧野利秋判事退官記念『知的財産法と現代社会―牧野利秋判事退官記念―』（信山社，1999年）109頁，119頁，藤本昇「意匠の使用態様と意匠の利用の成否論」三枝英二先生・小谷悦司先生還暦記念『判例意匠法』（発明協会，1999年）403頁，413頁，三山峻司＝松村信夫『実務解説知的財産権訴訟第2版』（法律文化社，2005年）252頁等。もっとも，直接侵害に言及するものもあり，使い分けは明らかではない。

(8) 工業所有権審議会意匠小委員会『工業所有権審議会意匠小委員会報告書―デザイン創造時代へ向けて』「§3制度見直しの具体的内容」（http://www.jpo.go.jp/shiryou/toushin/toushintou/pdf/syoiin/04.pdf）18頁における「現行法において，一個独立的に分離でき，取引対象となることから保護対象となっている部品に関しては，その部品を含む完成品に効力が及ぶものとされており，部分意匠も部品とほぼ同様に扱う」との言及も，これに沿うものと思われる。なお，損害賠償については，いわゆる寄与率に関連して，仮に全体意匠が問題となった場合と比較したとすると，賠償額が減額されていると評価できる事案もあるが，これは意匠権の対象となっている意匠が，賠償額の算定においてどのような影響を及ぼすかが問題となっているものであって，意匠権侵害の法的根拠が何であるかとは，理論的には関係のない問題であると言えよう。寄与率については，古城春実「意匠権侵害と損害賠償―寄与率と部分意匠を中心に」DESIGN PROTECT 100号（2013年）55頁参照。

(9) この点は，青木大也「部分意匠の類否に関する一考察」同志社大学知的財産法研究会編『知的財産法の挑戦』（弘文堂，2013年）190頁，206-207頁の記述について，その整理・検討を深めるものである。

(10) 部分意匠の「実存」を指摘する梅澤修「意匠法の問題圏第8回―保護対象V部分意匠②」DESIGN PROTECT 102号（2014年）13頁，19頁。青木・前掲注(9)207頁における，部品に近づける考え方も参照。もちろん，ある物品の大部分を占める部分意匠である等，一定の場合には，被疑侵害意匠との直接の類似性が認められ，23条を根拠に侵害となることもあろう。

(11) 23条の適用を指摘するものとして，峯唯夫『ゼミナール意匠法第2版』（法学書院，2009年）114，129-130頁，小谷悦司「登録意匠の利用関係」小谷悦司＝小松陽一郎編『意匠・デザインの法律相談』（青林書院，2004年）417頁，428頁，加藤恒久「部分意匠の性格と問題点」パテント53巻6号（2000年）29頁，35頁。

(12) 「日本弁理士会研修所主催シンポジウム　意匠の類似（後半）」パテント63巻11号（2010年）63頁，65頁（飯村敏明発言）参照。

(13) 田村善之『知的財産法〔第5版〕』（有斐閣，2010年）377～378頁。

(14) 茶園成樹「利用関係による意匠権侵害について」DESIGN PROTECT 103号（2014年）10頁参照。もっとも，論者はそもそも部品の意匠の場合であっても，区別性を要件としつつ，比較対象の調整を主張する。その理解を前提とすると，部品の意匠の場合も，部分意匠の場合も，同様に被疑侵害意匠の一部の対比を認めることができる（その上で，論者は，部分意匠に係る意匠権の侵害が問題となる場合には，区別性の要件を不要とする。）。しかし裁判例の理解にもよるが，部品の意匠の場合は，後述のように，比較対象を被疑侵害物品全体に固定し，非類似の結論を導いた上で，別類型の侵害として，利用関係に基づく侵害の成否を検討しているようにも思われることから，上記論者の立場と裁判実務とは，すべて一致しているわけではないと評価することも可能であろう。このような裁判実務の運用を前提とした上で説明するには，部分意匠の場合のみ，比較対象を調整することを認める根拠を示す必要がある。

(15) 青木大也「意匠法における物品の類似性について」論究ジュリスト7号（2013年）166頁，172頁。

(16) 例えば前掲注(3)東京地判平成16年10月29日。

(17) ちょうど著作権侵害訴訟において，原告著作権者側が何を著作物とするか（書籍1冊なのか，その一部なのか）を訴訟において設定し，結果としてその著作物の本質的特徴の内容をコントロールすることができると考える立場に近いものといえよう。

(18) 永芳太郎「部分意匠の保護」牧野利秋編『実務解説　特許・意匠・商標』（青林書院，2012年）466頁，471頁参照。

(19) なお現在の審査基準（意匠審査基準61.1.1）においては，後述のように，部分意匠と全体意匠との間では，意匠登録を受けようとする方法及び対象が異なるため，先後願の審査を行わないとしているが，この点は適切ではないであろう。青

木・前掲注(9)202 頁。

(20) 田村・前掲注(13)377 頁参照。

(21) 後願の部分意匠において，点線部となっている箇所に，先願部分意匠やそれに類似する意匠を含む場合もありえようが，必ずそれを使わなければならない関係にない（先願部分意匠に類似しない形態を用いればよい）以上，いわゆる利用関係には立たないと理解せざるを得ないと思われる。

(22) 茶園・前掲注(14)16 頁はそれを想定しているものと思われる。

(23) なお，3 条 1 項 3 号や 3 条の 2 については，当該部分のみを比較対象とした権利行使を認める以上は，その新規性も当該部分のみにおいて説明されなければならないことから，当該部分が公知意匠において明らかであるかぎり，拒絶されるべきものとなろう（すなわち比較対象は当該部分である），

(24) 例えば大阪地判平成 25 年 9 月 26 日平成 23 年（ワ）第 14336 号〔遊技機用表示灯事件〕等。

(25) この点，吉原・前掲注(7)117 頁では，「部分意匠に係る部分が全体意匠の中に取り込まれて，全く別の美感を生じるに至った場合」を部分意匠に係る意匠権の効力範囲外に置くとするが，この点についての疑問は，青木・前掲注(9)205 頁注 48 参照。

(26) そもそも，このような要部を認定することが可能か，という疑問も呈される。斎藤瞭二「部分意匠二三の問題」秋吉稔弘先生喜寿記念『知的財産権その形成と保護』（新日本法規，2002 年）606 頁，615 頁。しかし，部分意匠の部分以外の意匠（破線部分の意匠）を公知意匠と仮定する等によって，説明は可能であろう。田村・前掲注(13)376 頁参照。

(27) 田村・前掲注(13)377～378 頁。登録の際に，先願部分意匠の範囲が全体意匠において大半で，後願全体意匠がそれに準じるようなものである場合には，両者は類似するとして拒絶し，先願部分意匠の対象とする部分が小さかったり，後願全体意匠において，新たな創作があったりした場合については，登録を認めることと対応する。

(28) 前掲注(4)知財高判平成 23 年 3 月 28 日。知財高判平成 19 年 1 月 31 日平成 18 年（行ケ）第 10317 号〔プーリー事件〕も参照。意匠審査基準 71.4.2.2.1 も参照。

(29) もっとも，全面的に位置等を無視するものではないとの指摘がなされている。梅澤修「意匠法の問題圏第 7 回―保護対象 V 部分意匠①」DESIGN PROTECT 101 号（2014 年）14-16 頁参照。

(30) その影響の程度については，諸説あり得よう。この点は青木博通『知的財産権としてのブランドとデザイン』（有斐閣，2007）283 頁以下等参照。梅澤・前掲注(29)16 頁も参照。

(31) 前掲注(28)知財高判平成 19 年 1 月 31 日参照。

(32) 例外として，例えば大阪地判平成 25 年 1 月 22 日平成 23 年（ワ）第 529 号判タ 1400 号 328 頁〔放電ランプ事件一審〕（大阪高判平成 26 年 7 月 4 日平成 25 年（ネ）第 569 号〔同控訴審〕も同旨）。また大阪地判平成 17 年 12 月 15 日平成 16 年（ワ）第 6262 号判時 1936 号 155 頁〔化粧用パフ事件一審〕（大阪高判平成 18 年 5 月 31 日平成 18 年（ネ）第 184 号〔化粧用パフ事件控訴審〕も維持）を除いて，部分意匠に係る意匠権侵害訴訟において，明確に要件と見ているかは明らかではない。物品の類似性が認められないために非侵害とされた事例は見当たらないようである。

(33) 前掲注(32)大阪地判平成 17 年 12 月 15 日。なお，意匠審査基準においても，意匠法 3 条 1 項 3 号の適用に関連して，「部分意匠の意匠に係る物品と公知の意匠の意匠に係る物品とが同一又は類似であること」を要件としている。意匠審査基準 71.4.2.2.1。

(34) 前掲注(3)東京地判平成 16 年 10 月 29 日では，「いわゆる部分意匠として登録される場合を除けば」意匠とこれに基づいて表現された物品が不可分であり，意匠の類似には，物品の類似も要求されると指摘されており，部分意匠の場合については，留保されていると読むことができよう。東京地判平成 16 年 10 月 29 日平成 16 年（ワ）第 793 号〔雄コネクター事件第一審〕（知財高判平成 17 年 8 月 30 日平成 17 年（ネ）第 10016 号〔雄コネクター事件控訴審〕でも維持）も同旨。

(35) そもそも，意匠における物品，その類似性，及び用途・機能との関係をどう整理するのか，また，これらが影響する対象は何か（例えば，これらは意匠の類似だけではなく，主体的基準としての需要者を設定する際の基準にも影響するであろう）も検討される必要があろう。意匠の類似の要件・要素となる，といった際に，物品の類似性，あるいは用途・機能の共通性が，法的に，どのような理由でどのように影響するのか，このような原理的な課題については，引き続き検討課題としたい。

(36) 分類は青木・前掲注(15)166 頁に拠る。

(37) 前掲注(32)大阪地判平成 17 年 12 月 15 日。もっとも，意匠と物品が一体であるとの言及もあることからすると，物品の類似性を要求する根拠として混同説を用いているとまで言えるかどうかは，留保が必要かもしれない。また審決取消訴訟事件であるが，平成 18 年 7 月 18 日平成 18 年（行ケ）第 10004 号〔スポーツ用シャツ事件〕も参照。

(38) 混同説につき，竹田稔『知的財産権訴訟要論（特許・意匠・商標編）〔第 6 版〕』（発明推進協会，2012 年）559 頁。需要説につき，加藤恒久『意匠法要説』（ぎょうせい，1981 年）138 頁。

(39) 部分意匠について加藤・前掲注(11)38 頁。

(40) 最判昭和 49 年 3 月 19 日昭和 45 年（行ツ）第 45 号民集 28 巻 2 号 308 頁〔可撓伸縮ホース事件〕（昭和 50 年 2 月 28 日昭和 48 年（行ツ）第 82 号集民 114 号 287 頁〔帽子事件〕も同旨）参照。「意匠は物品と一体をなすものである」ことを理由に，「まずその意匠にかかる物品が同一又は類似であることを必要とし，更に，意匠自体においても同一又は類似と認められるものでなければならない」としているところからすると，素直に読めば，まず物品の類否を要件とし，更に（物品と形態を合わせた）意匠の類否（その意味では，物品の類似性を要素とした場合の考慮はこちらで行われる）を要件としているように読めるが，議論のあるところと思われる。

(41) なお，比較対象を決定することを認める立場は，この問題については，どちらともなり得るもので，特に指針をもたらすものではないように思われる。

(42) 審決取消訴訟に関する事案であるが，前掲注(40)最判昭和49年3月19日等を参照して物品の類似性を指摘するものとして，知財高判平成22年7月7日平成22年(行ケ)第10079号判時2098号149頁〔呼吸マスク事件〕。

(43) なお，後述のように，前者の立場に立つ場合であっても，当該部分の（想定された）物品性は，物品全体との関係で決せられるものとの理解を前提とすると，結局は全体の物品の共通性も検討されるべきということになろう。

(44) 審決取消訴訟の事案であるが，知財高判平成25年6月27日平成24(行ケ)第10449号〔遊技機用表示灯事件〕では，「部分意匠に係る部分及び物品の各用途若しくは機能並びに部分意匠に係る物品における部分意匠に係る部分の位置，大きさ及び範囲を参酌することを要するとしても，それらは部分意匠の創作性判断又は類否判断において参酌すべきことをいうにすぎないのであり，これらを部分意匠の構成それ自体に含めることは，その使用の目的に応じて適宜選択，変更するにすぎないとして意匠登録を受けないとしていた部分意匠に係る部分を，実質的には部分意匠に取り込むことになり，部分意匠登録出願の趣旨に反し，構成の特定方法としては相当でない」とする（ただし創作非容易性が争われた事例である）。ただし，意匠審査基準においては，出願部分意匠と公知意匠との類似性について，物品の類似性，及び後述の「部分意匠の意匠登録出願の『意匠登録を受けようとする部分』と公知の意匠における『意匠登録を受けようとする部分』に相当する箇所との用途及び機能が同一又は類似であること」も要件とされている（意匠審査基準71.4.2.2.1）。審査で要求される要件を侵害訴訟で要求しないのは，過大な保護範囲を与えるもので，適切ではない。その意味では，要件の要否は審査・侵害の両場面で共通して検証されなければならない。

(45) 例えば牧野利秋「意匠法の諸問題」ジュリスト1326号（2007年）84頁，93頁では，意匠の類似に物品の類似性を前提要件として考える必然性はないとした上で，「物品全体の意匠的形態にもとづき登録されている全体意匠と，物品の部分の意匠的形態に基づき登録されている部分意匠とでは，物品と意匠の結びつきに自ずから差異があり，後者の方がその結びつきが弱いのが普通であるから，部分意匠の方が保護範囲は広い」との指摘がなされている。なお，物品の類似性を意匠の類似の前提としつつも，一部の物品との関連性の薄い部分意匠については，例外的に物品の類似性を広く認めることで，その保護範囲を広く認めようとするものとして，寒河江孝允＝峯唯夫＝金井重彦編『意匠法コンメンタール〔第2版〕』（レクシスネクシス・ジャパン，2012年）161-162頁〔田中大〕。岩坪哲「部分意匠（効力範囲・損害賠償）」牧野利秋ほか4名『知的財産訴訟実務大系Ⅱ』（青林書院，2014年）165頁，170-171頁も参照。

(46) 梅澤・前掲注(10)20頁では「『書架付き机』の机部分の部分意匠と，『机』意匠（部品意匠）とが類似することもあると思われる」と指摘されている。

(47) 意匠審査基準71.4.2.2.1参照。破線の記載が当該部分の用途・機能を定めると指摘するものとして，前掲注(28)知財高判平成19年1月31日。

(48) なお，位置等の判断が要求される場合には，それにも影響すると指摘するものとして，青木・前掲注(9)197-198頁参照。

(49) なお，梅澤・前掲注(10)18頁では，当該部分の「実存」を指摘する立場から，意匠の類似の要素として，当該部分の用途・機能を要素として重視するとする。

(50) 加藤・前掲注(11)38頁。

(51) 青木・前掲注(15)170頁。

(52) 茶園・前掲注(14)17頁。

（原稿受領 2015. 4. 14）